

～ 令和6年度八女市の融資制度 ～

中小企業経営者の皆様、協同組合等の方々へ

市内の中小企業及び協同組合等の経営に必要な事業資金の融資を促進し、経営健全化を図り、自立体制を確立することを目的としています。

融資条件

	中小企業者融資	協同組合等融資
◆資金の用途	事業の用に供するもの	事業の用に供するもの
◆融資限度額	2,000万円 (再融資額を含む)	1,000万円 (再融資額を含む)
◆融資利率	1.40% (期限内に完済した場合0.8%相当分の利子補給金を交付)	1.40%
◆融資期間	7年以内	1年以内
◆償還方法	金融機関所定の方法による	金融機関所定の方法による

※保証料は、別途必要となります。



融資対象要件

【中小企業者融資】中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者。

- ・個人事業者：市内に主たる事務所及び住所を有していること。（市税等の滞納がないこと）
- ・法人：市内に営業所を有し、法人税を納めていること。（市税等の滞納がないこと）

【協同組合等融資】中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号、第1号の2及び第4号に規定する組合ならびに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合。

- ・市内に営業所又は、主たる事務所を有し、役員のおよそ3分の1以上が市内に住所を有すること。（市税等の滞納がないこと）

【共通事項】

- ・「中小企業者融資」及び「協同組合等融資」は、いずれも事業経営の内容が健全かつ納税成績良好であり、また償還に確実性があること。

借入申込の手続

八女商工会議所又は八女市商工会から市が定めた「借入申込書」を受領して、取扱金融機関へ提出し、借入に関する手続きをお願いします。

利子補給金

・「中小企業者融資」の借入を行った中小企業者が借入金を期限内に完済した場合に限り、市が予算の範囲内において融資の借入年利率のうちの0.8%相当分を、利子補給金として借入者に交付いたします。※注) 協同組合等融資に利子補給金はありません。

【申請方法】

借入金完済後に借入申込書の写し、金融機関が発行する完済証明書及び印鑑等を商工・企業誘致課へお持ちいただき、「八女市中小企業者等融資金貸付利子補給金交付申請書」等を記入し、利子補給金の請求をお願いいたします。

【留意事項】

- ①申請時に市税、法人税、国民健康保険税及び税外徴収金等の滞納がある場合は、利子補給金の交付はできません。(滞納等が申請年度内に解消されれば、その時点で交付いたします。)
- ②融資期間中及び「利子補給金交付申請書」提出時において、個人事業者にあつては、事務所及び住所を市外へ移した場合、法人にあつては、営業所を市外へ移した場合は、利子補給金の交付はありません。(申請時に住所等を市内へ移されても利子補給金は交付できません。)

お問い合わせ

八女市役所 商工・企業誘致課商工振興係	0943-24-9177
八女商工会議所	0943-22-5161
八女市商工会	0943-42-0153

<取扱金融機関>

筑後信用金庫（八女支店）	0943-23-4181
福岡銀行（八女支店）	0943-23-3111
福岡銀行（黒木支店）	0943-42-1144
筑邦銀行（八女支店）	0943-23-3141
福岡八女農業協同組合（本店金融課）	0943-23-1522
西日本シティ銀行（八女支店）	0943-23-4111
福岡中央銀行（八女支店）	0943-23-2181